

知的財産権を活用した中国におけるビックデータの保護に関する考察



隆櫻知財コンサルティンググループ 代表 **富永 隆介**
 中南財經政法大学 元学長、
 同大学 知識産権研究センター センター長・教授、
 中国知識産権法学研究会 名誉会長 **吳 漢東**

要 約

第四次産業革命の重要なキーワードとして、大容量性、高速変化性、多様性、及び正確性とを備える「ビックデータ」が全世界で注目されている。諸外国に先駆けて、欧米各国の政府はビックデータの研究・活用の精力的な取り組みを開始したが、近年中国政府は、ビックデータに関する国際競争で主導権を握るべく、ビックデータの保護・活用を国策の一環として全面的に取り組むことを宣言し、2015年9月、国務院は「ビックデータの発展行動の促進に関する綱要」を発表した。2012年における中国のビックデータ市場規模は僅か4.5億人民元であったが、2018年には46.3億人民元に飛躍的に増加すると予測されており、近い将来において中国におけるビックデータ市場は全世界においても重要なマーケットとなり、中国におけるビックデータの保護・活用が企業の重要な経営課題になることが予見される。知的財産権を活用した中国におけるビックデータの保護の現状・将来展望を把握することは、企業内弁理士にとっては、自社の中国事業におけるビックデータの保護・活用を検討する際に有益であり、特許事務所などに在籍する弁理士にとっては、中国でビックデータを活用して事業展開するクライアントに知財コンサルティングを提供する際に有益である。本稿では、中国における裁判例・学説に基づき、ビックデータの各処理プロセス（データ収集・前処理ステップ、データ保存・管理ステップ、データ処理・分析ステップ、処理・分析済みデータの結果出力・活用ステップ）に関する法的保護の現状及びビックデータに関連する代表的な裁判例（著作権に関する裁判例、不正競争に関する紛争に関する裁判例、技術サービス契約に関する紛争に関する裁判例、プライバシー権に関する紛争に関する裁判例、名誉権に関する紛争に関する裁判例）を紹介する。

目次

1. はじめに
2. ビックデータの各処理ステップにおける法的保護の現状
 2. 1 データ収集・前処理ステップ
 2. 2 データ保存・管理ステップ
 2. 3 データ処理・分析ステップ
 2. 4 処理・分析済みデータの結果出力・活用ステップ
3. ビックデータに関連する代表的な裁判例
 3. 1 著作権に関する紛争に関する裁判例
 - (1) 中经网数据有限公司 VS 中华网国际网络传讯有限公司 ((2002)高民终字第368号)
 - (2) 上海汉涛信息咨询有限公司 VS 北京搜狐互联网信息服务有限公司 ((2007)海民初字第5904号)
 - (3) 济南白兔信息有限公司 VS 佛山鼎容软件科技有限公司 ((2016)粤06民终9055号)
 3. 2 不正競争に関する紛争に関する裁判例
 - (1) 北京阳光数据公司 VS 上海霸才数据信息有限公司 ((1996)中知初字第54号)
 - (2) 上海汉涛公司 VS 北京爱帮公司 ((2011)中民终字第7512号)
 - (3) 北京集奥聚合科技有限公司 VS 刘国清, 北京青稞厚成科技有限公司 ((2015)京知民终字第00318号)
 - (4) 北京淘友天下技术有限公司 VS 北京微梦创科网络技术有限公司 (2016)京73民
 - (5) 上海钢联电子商务股份有限公司 VS 上海纵横今日钢铁电子商务有限公司 ((2012)沪二中民五(知)初字第130号) 终588号)
 - (6) 衢州万联网络技术有限公司 VS 周慧民等 ((2011)沪高民三(知)终字第100号)
 3. 3 技術サービス契約に関する紛争に関する裁判例
 - (1) 上证所信息网络有限公司 VS 新华富时指数有限公司 ((2006)浦民二(商)初字第2963号)
 3. 4 プライバシー権に関する紛争に関する裁判例
 - (1) 王刃 VS 北京奇虎科技有限公司 ((2016)京02民终852号)
 - (2) 朱焯 VS 北京百度网讯科技有限公司 ((2014)宁民终字第5028号)

3. 5 名誉権に関する紛争に関する裁判例

- (1) 浙江携银在线网络科技有限公司 VS 大公信用数据有限公司, 大公国际资信评估有限公司 ((2015) 杭西民初字第第 3178 号)

4. おわりに

1. はじめに

第四次産業革命の重要なキーワードとして、「ビックデータ」が全世界で注目されている。ビックデータに関するは日々進化しているため、明確にビックデータを定義することは容易ではないが、米国大手 IT 企業によれば、ビックデータは、大容量性 (Volume), 高速変化性 (Velocity), 多様性 (Variety), 及び正確性 (Veracity) という 4 つの特徴 (4V) を備えるものであると考えられている。ビックデータに関連する技術の研究・開発の主導権を握るため、各国政府が様々な政策を打ち出している。例えば、米国政府は、ビッグデータ研究開発イニシアチブ (Big Data R&D Initiative) を発表し、欧州連合は、欧州デジタルアジェンダ・チャレンジ (The Digital Agenda for Europe and Challenges for 2012) を発表している。このように、欧米各国の政府は諸外国に先駆けてビックデータの研究・活用に精力的に取り組んでいることが伺える。

このような国際情勢下、中国政府は、ビックデータの国際競争で欧米各国に遅れを取らないよう、ビックデータの保護・活用を国策の一環として全面的に取り組んでいる。2015 年 9 月、国務院は、「ビックデータの発展行動の促進に関する綱要」(原文: 促进大数据发展行动纲要) を発表し、ビックデータの発展及び応用を通じて、中国をビックデータ強国にすることを国家目標に掲げた⁽¹⁾。その流れを受けて、2017 年 1 月 17 日、工業・情報化部 (原文: 工业和信息化部) が「ビックデータ産業発展計画 (2016-2020 年)」(原文: 大数据产业发展规划 (2016-2020 年)) を発表し、ビックデータ技術の研究・産業化、ビックデータ標準体系の構築などのアクションプランを公表した⁽²⁾。中央政府の指導の下、中国各地にビックデータに関連したリサーチパークや協会などが多数設立された。

具体例を挙げると、上海において、国家ビックデータ総合試験区 (原文: 国家大数据综合试验区) が設立され、上海ビックデータ連盟 (原文: 上海大数据联盟) が形成されており、杭州において、中国杭州ビック

データ応用センター (原文: 中国杭州大数据应用中心) が設立され、政府機関であるビックデータ資源管理局 (原文: 大数据资源管理局) が杭州市に新設され、大連において、大規模な東アジアビックデータセンター (原文: 东北亚大数据中心) が設立され、嘉興市において、嘉興市が中国インターネット業界最大手のテンセント社と新型スマートシティ・ビックデータ・クラウドコンピューティング協力枠組協定 (原文: 新型智慧城市大数据云计算合作框架协议) を締結し、嘉興市において都市ビックデータセンター (原文: 城市大数据中心) が設立された。

さらに、2017 年 6 月 1 日、「インターネット安全法」(原文: 中华人民共和国网络安全法) が施行され、同法において、中国で入手した重要な商業データと消費者の購買データなどは「中国国内で収集、生成した個人情報と重要情報」として「中国で保管すべきデータ」に該当し、外資系企業も中国国内に当該データを保管することが義務付けられた。中国において、ビックデータは、すでにビジネス活動などに広く使用されている。例えば、中国の電子商取引最大手の阿里巴巴集団 (アリババ) は、浙江省や上海市、江蘇省など 13 省・自治区・直轄市の関係当局と連携して、ビックデータを活用して模造品の製造拠点を突き止め摘発するために、「雲剣連盟」を形成し摘発活動を開始している。特に、食品、薬品、保健用品、家電などの模造品の取り締まりに力を入れている。

中国マーケット情報センターによれば、2012 年における中国のビックデータ市場規模は 4.5 億人民元であり、2018 年には 46.3 億人民元に飛躍的に増加すると予測されている⁽³⁾。今後、中国におけるビックデータ市場は全世界においても重要なマーケットになり、中国におけるビックデータの保護・活用が企業の経営課題になる。中国の現行法において、民法第 127 条「データ及びネットワーク上の仮想財産の保護について法律に定めのある場合には、当該定めによる。」がビックデータを保護する一般原則となっているが、当該規定は白地規定であるため、実務上ビックデータを保護する法的手段として、著作権法、特許法、反不正競争法、民法などを総合的に活用することを検討することが重要である。以下、ビックデータの各処理プロセスにおける法的保護の現状及びビックデータに関連する代表的な裁判例を紹介する。

2. ビックデータの各処理ステップにおける法的保護の現状

ビックデータの処理プロセスは、データ収集・前処理ステップ、データ保存・管理ステップ、データ処理・分析ステップ、処理・分析済みデータの結果出力・活用ステップの4つのステップに分けることができる。なお、以下、ビックデータは、単にデータという意味ではなく、データ及び当該データを扱う技術という意味で使用される。以下、データ収集・前処理ステップ、データ保存・管理ステップ、データ処理・分析ステップ、処理・分析済みデータの結果出力・活用ステップの各々のステップにおいて、著作権法、特許法、反不正競争法、民法などのうち、どの法律を活用して保護を図るべきであるかについて検討する。

2. 1 データ収集・前処理ステップ

当該ステップでは、データを収集して、ノイズカットなどの前処理を実施する。当該ステップで収集したデータ（文章、画像、ビデオなど）は主として著作権法による保護を受けることが多い。ただし、客観的な情報などは独創性を具備しないため、著作権法による保護を受けることができない⁽⁴⁾。

通常、下記の3種類のデータが収集される。第1種類目は、サービス提供者自身またはハードウェアがデータを収集して、プラットフォームに提供（アップロード）されたデータである。例えば、ポータルサイトの不動産情報コーナーに掲示されるマンションの紹介文や写真などのデータが挙げられる。第2種類目は、オンライン・メディアが既に他人によって創作・加工され、使用が許諾された情報（データ）を収集することにより獲得したデータである。例えば、ニュースサイトのニュースなどのデータが挙げられる。第3種類目のデータは、ユーザーが自らが作成・提供するデータであるユーザー生成コンテンツ（user generated content）を収集することにより獲得したデータである。例えば、ソーシャルメディアでユーザーが発表する文章・写真・ビデオやオンラインショッピングサイトのレビューなどが挙げられる。

第2種類目のデータは、他人がデータを創作・加工しているため、独創性が認められることが司法実務では多く、著作権法による保護を受けることはそれほど困難ではない⁽⁵⁾。一方、第1種類目のデータ及び第3種類目のデータは、独創性としての要件を具備するの

みならず、権利の帰属の問題も影響しており、著作権法による保護を受けることは困難であることが少なくない。とりわけ、第3種類目のデータは、ユーザーが自らが作成・提供したものであり、当該データを収集した者（プラットフォーム）は、当該データについてどのような権利を享受でき、どのような法的根拠にもどつて権利主張ができるか議論が多い。また、データを収集する者は当然ながら、他人の著作権や営業秘密を侵害してはならず、現代中国社会における誠実信用の原則・商業道徳の原則を遵守することが必要であると考えられる⁽⁶⁾。

2. 2 データ保存・管理ステップ

このステップでは、収集された膨大な構造化データ・非構造化データに対して技術的手段を用いて、データを編集して保存・管理する。当該ステップでは、著作権法による保護を受けることが一般的である⁽⁷⁾。

条約上の関連規定を参照すると、TRIPS協定第10条において、「素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物（機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。）は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。」と規定されており、また著作権に関する世界知的所有権機関条約第5条においても、「素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物は、その形式のいかんを問わず、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体に及ぶものではなく、また、当該編集物に含まれるデータその他の素材について存在する著作権を害するものでもない。」と規定されている。これらの条約の規定を受けて、中国著作権法第14条において「いくつかの著作物、著作物の一部、又は構成されていない作品のデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して独創性を体现している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。但し、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。」と規定されている。即ち、保存・管理されているデータの選択又は改編に独創性があれば、データの編集著作物として著作権法による保護を

受けることが可能となる。例えば、下述の裁判例「济南白兔信息有限公司 VS 告佛山鼎容软件科技有限公司 ((2016) 粵 06 民終 9055 号)」において、裁判所は原告のデータが著作権法に規定するデータの編集著作物に該当すると認定している。

もっとも、前述のように、保存・管理されたデータの選択又は改編に独創性があることが著作権法による保護を受けるための要件となるが、客観的な事実をパブリックドメインで収集したデータについて独創的な加工（選択又は改編）を実施する余地が少ないことがある。かかる場合、著作権法による保護を受けることは困難となる。また、データの編集著作物が著作権法による保護を受けることが可能な場合においても、著作権法の保護対象は、選択又は改編の方法であり、選択又は改編されたデータ自体ではないため、他人が著作権者の採用した選択又は改編の方法を変更しつつ、当該他人によって選択又は改編されたデータと著作権者のデータとが内容自体は実質的に同一である場合、当該データの編集著作物を著作権法でどのように保護すべきであるか実務上問題となることも多い⁽⁸⁾。このため、著作権法による保護を受けることが困難である場合（独創性要件を具備しない場合、又は選択又は改編方法ではなくデータベースの内容であるデータ自体を法的に保護したい場合）、反不正当竞争法による保護を検討すべきである。反不正当竞争法による保護を活用することにより、「知力の投入」について保護を受けることが可能となる場合があるからである。

2. 3 データ処理・分析ステップ

当該ステップでは、保存・管理されたデータについて処理・分析することにより、商業的価値のあるデータまたはプロダクトを作成する。当該ステップにより、保存・管理されたデータの価値が飛躍的に向上し、商業的価値のあるデータは営業秘密として法的に保護することが可能である。また、データの処理・分析方法は方法特許として法的に保護することも可能である⁽⁹⁾。当該ステップで処理・分析されたデータに関して、そのデータを外部に販売・貸与するビジネスモデルと、処理・分析されたデータを基に特定の業界向けに加工して「情報」として販売・貸与するビジネスモデルと、がある。

反不正当竞争法第 10 条において、「営業秘密」とは、公衆に周知ではなく（秘密性）、権利者に経済的利益を

もたらすことができ、実用性を有し（実用性）且つ権利者が秘密保持措置を講じている（秘密保持措置の実施）技術情報及び経営情報であると定義されている。実務上、処理・分析されたデータは、経済的価値を有するので、実用性の要件を満たすことは容易であるが、秘密性・秘密保持措置の実施の要件を満たすか否かについて争点になることが多い⁽¹⁰⁾。

例えば、下述の裁判例「北京阳光数据公司 VS 上海霸才数据信息有限公司 ((1996) 中知初字第 54 号)」では、裁判所は原告側の営業秘密は秘密性の要件を具備すると認定している。なお、秘密性に関して、例えば公衆のレビューなどのデータは秘密性の要件を具備しないと考えられる。

また、訴訟実務上、（中国において、競争関係にある者が、競争相手の営業秘密を何らかの手段により入手することは少なくないが）原告は、どのような秘密保持措置を実施していたので当該データは営業秘密として法的に保護されるべきであることを立証するのみならず、被告（競争相手）がどのような不正手段を用いて、当該データ（営業秘密）を入手したかについても立証する必要がある。被告（競争相手）が用いた不正手段の証明は容易ではないことが多く、訴訟提訴前どのような合法的な証拠を用いて、被告（競争相手）の不正手段を証明するかを検討することは重要であると考えられる⁽¹¹⁾。反不正当竞争法第 10 条において、不正手段とは、「(1) 窃盗、誘引、脅迫またはその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること、(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を披露、使用または他人に使用を許諾すること、(3) 取り決めまたは権利者の営業秘密保守に関する要求に違反して具有している営業秘密を披露し使用し、或いは他人に使用を許諾すること」であると規定している。

また、データに対して専門的かつ特殊なデータ処理・分析方法を適用することにより、データの経済的価値を向上させた場合、当該専門的かつ特殊なデータ処理・分析方法は、技術的なアルゴリズム（ある技術分野に適用され、技術的手段を利用して当該分野の技術的課題を解決し、それ相応の技術的効果を得られるもの）として、アルゴリズムに関わる発明に該当し、方法特許による保護を受けることが可能となる場合もある⁽¹²⁾。さらに、2017 年 4 月 1 日に施行された改正中国專利審査指南において、「ビジネスモデルの請求

項に関し、ビジネス規則及び方法の内容を含み、かつさらに技術特徴を含む場合、専利法第25条の規定に基づき専利権取得の可能性を排除すべきでない」と規定されている。つまり、ビジネスモデル自体は保護適格性を有さないが、請求項中に技術的特徴が含まれていれば、保護適格性ありと判断する方向に審査基準が変更された。従来中国では、ビジネスモデル特許に対する保護適格性のハードルが高かったが、今回の改正によりそのハードルが下がったので、ビジネスモデルとして保護の可能性を検討することも有効であると考えられる。例えば、金融機関がユーザーのデータを収集し、技術的特徴を含む統計手法により処理して、金融取引に活用するようなビジネスモデルは、ビジネスモデル特許により保護を受ける途もある。

2. 4 処理・分析済みデータの結果出力・活用ステップ

当該ステップでは、処理・分析されたデータを具体的な成果として、ビジネス活動に活用される（データが「現金（キャッシュ）」に変わる）ことにより、データの商業的価値は最大化される。昨今の情報化社会において、成果物はソフトウェアとして具現化することが多い。当該ソフトウェアは大量の関連するデータを利用して作動する点において、従来のソフトウェアと相違することが多い。中国において、ソフトウェアは著作権法による保護を受けることが可能である⁽¹³⁾。ソフトウェアに関する著作権訴訟において、原告のソフトウェアと被告のソフトウェアとを対比して、実質的に同一であるか否かが争点となることが多い。

具体的な判断手法として、中国の司法実務では、米国のアソシエイツ対アルタイ判決で確立した3段階のテスト（抽象化、濾過、対比）と同様な手法が使用されている。つまり、プログラムの侵害判断には、分離、ろ過、比較のステップを経て侵害が成立するか否かを認定する。プログラム中のイベント部分を分離し（抽象化）、普遍的または抽象的な部分をろ過し（濾過）、（ろ過された部分は「構想」であるため著作権法の保護は受けられないので）両プログラムの構想以外の部分を比較し（対比）、両者に相当程度または相当数量の一致が見られ、かつ、当該部分が普遍性を備えていない場合に限り、著作権侵害を認めるという判断方法である。

なお、ソフトウェアに関する著作権訴訟において、被告は、技術の中立性に基づく抗弁（ソフトウェアは

ある種の技術を提供しているに過ぎず、当該技術が非侵害であれば、当該ソフトウェアも非侵害であるという抗弁）を主張することがあるが、昨今のソフトウェアはある種の技術とともにデータも同時に提供していることが大半であるため、当該抗弁は認められることは極めて稀である。

上記の各ステップにおけるビックデータに対して、著作権法、特許法、営業秘密などでは保護しきれないこともあり、かかる場合において、反不正当竞争法第2条「事業者は市場取引の中で自由意思、平等、公正、誠実信用の原則を遵守し、公認の商業道徳を遵守しなければならない。」の規定に基づき、誠実信用の原則・商業道徳の遵守の原則を根拠に法的に保護すること検討するも可能である⁽¹⁴⁾。例えば、下述の裁判例「上海汉涛公司 VS 北京爱帮公司（(2011)中民终字第7512号）」において、原告は誠実信用の原則・商業道徳の遵守の原則を主張して、裁判所は原告の請求を容認し、原告のデータの法的保護を認めている。

3. ビックデータに関連する代表的な裁判例

以下、近年、中国のビックデータに関する代表的な紛争事件の裁判例を、著作権に関する裁判例、不正当竞争に関する紛争に関する裁判例、技術サービス契約に関する紛争に関する裁判例、プライバシー権に関する紛争に関する裁判例、名誉権に関する紛争に関する裁判例に分類して紹介する。

3. 1 著作権に関する紛争に関する裁判例

(1) 原告：中经网数据有限公司 VS 被告：中华网国际网络传讯有限公司（(2002)高民终字第368号）

本件において、裁判所は、図表の表現内容が当該図表の制作者の独自の判断を体现できる場合、当該図表は独創性を具備すると判示した。具体的には、裁判所は、原告が図表に対して主観的な修正・調整することにより、図表中のいくつかの「点」の配置に特徴性があり、原告が制作した図表と他社が制作した図表とは区別でき、横軸・縦軸の目盛りの刻みの選択は、図表（グラフ）の種類によりある程度の制限を受け、何人が当該種類の図表（グラフ）を制作したとしても、図表（グラフ）は全体としてほぼ同一になることがあるとはいえ、原告の横軸・縦軸の目盛りの刻みの選択に主観性があり、図表を制作する者の判断の相違により、

制作される図表に差異が生じていると判示した。その上、裁判所は、背景の色彩の選択は、データ自体とは関係せず、当該図表の制作者の美感により選択されるものであることにも言及し、以上の点を踏まえ、原告が作成した図表は独創性を具備しており、被告がホームページ上で無断で原告の「中国経済マクロ動向」図表（グラフ）などの複数のグラフを使用する行為は著作権侵害を構成すると認定した。

(2) 原告：上海汉涛信息咨询有限公司 VS 被告：北京搜狐互联网信息服务有限公司 ((2007)海民初字第 5904 号)

本件において、裁判所は、原告の「大衆点評（原文：大众点評）」サイトなどが紹介している 11 店舗のレストランの紹介文の中の引用符で囲まれた部分は、原告がインターネット上から各地のレストランの利用者のレビューを収集したデータに基づくものであり、引用符で囲まれた当該部分で使用されている文字（文言）は、日常用語に過ぎず独創性を有する文字（文言）の表現とはいえ、著作権法上の作品として保護を受けることはできないため、原告が当該部分をレストランの紹介文で使用するのにレビューを作成した者の許可を得ることを必要としないと判示した。一方で、裁判所は、原告が作成した 11 店舗のレストランの紹介文には独創性があり、著作権法上の作品に該当し、著作権法による保護を受けることができると判示した。

(3) 原告：济南白兔信息有限公司 VS 被告：佛山鼎容软件科技有限公司 ((2016) 粵 06 民终 9055 号)

本件において、裁判所は、原告が国家商標局が公開する商標情報を取得して、分類・整理し、さらに商標情報の中の文字・数字などを抽出・整理しており、商標の変更情報についても収集して、独自に作成した情報も原告のデータベースに追加していることを踏まえると、原告の商標情報の改編・整理には独創性があり、原告のデータベースは著作権法上の編集著作物に該当し著作権法による保護を受けることができると判示した。裁判所は、被告のデータベースの多数の箇所において、原告の商標情報を含むことを暗示する痕跡があり、被告は当該商標情報を他のルートから入手したことも証明できないことから、被告は原告のデータベースの一部を無断で複製したと認定した。

3. 2 不正競争に関する紛争に関する裁判例

(1) 原告：北京阳光数据公司 VS 被告：上海霸才数据信息有限公司 ((1996) 中知初字第 54 号)

本件において、裁判所は、「SIC 实时金融」デジタル製品（データベース）は、一種の新型のデジタル製品（データベース）であり、電子データベースの範疇に属し、そのデジタル製品（データベース）の本質的な部分は特定の金融データの改編にあるが、このような改編はデータの選択・改編において独創性を具備せず、著作権法上の作品に該当しないため、著作権法による保護を受けることはできないと判示した。

しかしながら、裁判所は、原告は特定の金融データの改編者として、データを収集し編集しており、「SIC 实时金融」データベースを開発するのに多額な投資して、相当な開発リスクを負っており、当該データベースの経済的価値はデータのリアルタイム性にあり、原告はユーザーに対して当該データベースの内容をリアルタイムに提供することにより収益を獲得していることから、原告の当該データベースへの投資及び当該投資により生み出された正当な利益は法的に保護すべきであると判示した。このため、裁判所は、被告の行為は、原告の許可を得ておらず、事業者が市場取引において遵守すべき誠実信用の原則及び公認の商業道徳に違反しており、原告の合法的利益を侵害しているため、不正競争を構成すると認定した。

(2) 原告：上海汉涛公司 VS 被告：北京爱帮公司 ((2011) 中民终字第 7512 号)

本件において、裁判所は、原告の「大衆点評」サイトの店舗紹介及び利用者のレビューは、原告が商業的な方法を用いて利用者がレビューを記載するように誘導した成果であり、さらに利用者が記載されたレビューを収集し整理することにより得られたものであることに鑑み、原告は相当なマンパワー・金銭・時間を費やした結果物であるので、そこから得られる原告の利益は法的に保護されるべきであると判示した。裁判所は、被告の愛帮サイトにおいて、「大衆点評から引用」という語句及び「大衆点評」サイトへのリンクが設けられているが、愛帮サイトにおいて「大衆点評」サイトの店舗紹介及び利用者のレビューのほぼ全文が公開されていることから、一般ユーザーがリンク先（「大衆点評」サイト）の内容をあえて確認することはないと考えられ、愛帮サイトで公開されている店舗紹介

介及び利用者のレビューは「大衆点評」サイトの対応する内容を実施的に代替しているため、「大衆点評」サイトの運営者である原告の商業利益が不合理に侵害されており、被告の経営態様は、公平の原則及び誠実信用の原則に反し、公認の商業道徳にも違反しており、不正競争を構成すると認定した。

(3) 原告：北京集奥聚合科技有限公司 VS 被告：刘国清，北京青稞厚成科技有限公司 ((2015)京知民终字第00318号)

本件において、裁判所は、ビックデータはインターネット技術が飛躍的に発展した産物であって、ネットワーク技術を用いることによりネットワーク上のユーザーの情報（データ）を収集し、目的に応じて当該データを整理・分析してデータベースとして形成され、広告投入または他の用途などに利用されるものであり、原告と被告の北京青稞厚成科技有限公司はともにビックデータ・サービスを提供しており、顧客に正確な広告の投入に関するコンサルティング・サービスを主な業務としていることから、両者には競合関係にあり、刘国清氏は自身の技術的バックグラウンドを被告の会社の強みとして投資者に対して広告宣伝しており、刘国清氏の行為は明らかに原告に対して負っている競業禁止義務に違反しており、原告の利益に損害を与えていると判示した。さらに、裁判所は、被告の北京青稞厚成科技有限公司は、刘国清氏が原告に対して競業禁止義務を負っていることを知りながら、刘国清氏を自社（北京青稞厚成科技有限公司）の最高技術責任者として就任させ、原告と同様な業務を遂行させていたため、被告の北京青稞厚成科技有限公司の行為は、商業道徳及び誠実信用の原則に反し、原告の合法的利益を侵害しており、損害賠償責任を負うと認定した。

(4) 原告：北京淘友天下技术有限公司 VS 被告：北京微梦创科网络技术有限公司 ((2016)京73民终588号)

本件において、裁判所は、淘友天下技术有限公司は、「開発者ポリシー」を無視し、ユーザーの同意を得ないで、「脉脉アプリ」を使用していないユーザーの新浪微博の情報に無断で読み取っており、無断で当該情報を読み取る行為は、「開発者ポリシー」の規定を軽視するものであり、ユーザーの知る権利及び自由選択権を尊重しておらず、OpenAPI 開発協力モデルを一定程度

破壊するものであり、淘友天下技術公司の行為は、OpenAPI 開発協力モデルに規定されるように、第三者が OpenAPI を通じてユーザーの情報（データ）を収集する際、「ユーザーの授権（ユーザーが、プラットフォームがユーザーのデータを収集することに同意すること）」と、「プラットフォームの授権（プラットフォームが、第三者がユーザーのデータを使用することに同意すること）」という三重の授権の原則に反し、誠実信用の原則及びインターネットにおける商業道徳に違反すると認定した。また、裁判所は、淘友天下技術有限公司が、新浪微博のユーザーの同意及び新浪微博の授権を得ないで、「脉脉アプリ」を使用するユーザーの携帯電話の連絡一覧にある「脉脉アプリ」を使用していないユーザーと新浪微博のユーザーとの対応関係を無断で収集し使用する行為は、誠実信用の原則及び商業道徳に反し、OpenAPI の運用規則を破壊し、不正競争を構成すると認定した。

(5) 原告：上海钢联电子商务股份有限公司 VS 被告：上海纵横今日钢铁电子商务有限公司 ((2012)沪二中民五(知)初字第130号)

本件において、裁判所は、原告は専門のチームを構成して鉄鋼業界内の鋼材、特殊鉄鋼などの各項目のデータを収集して独自のデータベースを作成し、当該データベースのデータは原告の大量な労力を投下した成果物であり、当該データベースのデータは原告に利益をもたらすことが可能であって、原告の競争優位性を体現していることから、原告は当該データに対して合法的利益を享受できると判示した。さらに、裁判所は、原告が収集したデータは市場で公開されたデータであり独創性を具備しないという被告の抗弁は法的根拠を欠くものであり、採用できないと認定した。

(6) 原告：衢州万联网络技术有限公司 VS 被告：周慧民等 ((2011)沪高民三(知)终字第100号)

本件において、原告が保護を主張している「BOX 网络游戏社区」サイトのデータベースに保存されているユーザー情報は、原告に経済的利益をもたらすことができるので実用性を有しており、さらに50万以上の

ユーザー名、パスワード、ユーザーの登録時間などの情報は当該分野の事業者が容易には知得・獲得することができない性質の情報であり、その上、原告は当該情報に対して秘密保持の措置を実施していたことに鑑みると、当該情報は営業秘密の構成要件を満たしており、当該情報は原告の営業秘密に該当し、法的に保護を受けることができると判示した。

3. 3 技術サービス契約に関する紛争に関する裁判例

(1) 原告：上证所信息网络有限公司 VS 被告：新华富时指数有限公司 ((2006) 浦民二(商) 初字第 2963 号)

本件において、裁判所は、被告が、原告の許可を得ずにシンガポール取引所と共同で中国 A50 指数先物を開発し、その過程において被告は上海証券取引所のリアルタイムの株式の取引情報を直接的には他人の使用に供していないが、しかしながら、中国 A50 指数先物は被告が作成した中国 A50 指数を基礎にしており、中国 A50 指数の構成銘柄には上海証券取引所で取引される 38 銘柄の株式が含まれており、被告は当該 38 銘柄のリアルタイムの取引情報及び深セン証券取引所で取引される 12 銘柄のリアルタイムの取引情報に基づいてリアルタイムの中国 A50 指数を作成しており、それゆえ、被告が中国 A50 指数先物を開発・提供する行為は、実質的には原告が契約にもどづき提供している上海証券取引所の取引情報を利用して派生商品を開発する行為に該当し、被告の当該行為は契約違反であると判示した。

3. 4 プライバシー権に関する紛争に関する裁判例

(1) 原告：王刃 VS 被告：北京奇虎科技有限公司 ((2016) 京 02 民终 852 号)

本件において、原告は、原告の携帯電話の着信表示が被告が提供する「360 手机卫士」アプリにより、「360 手机卫士」アプリを使用している他人の携帯電話では「维特网络信息有限公司(合肥分公)」として表示され、原告は他人から詐欺師に疑われることが生じていたと主張した。

裁判所は、被告の提出した証拠から、原告が使用する電話番号は既に企業イエローページで公開されており、原告は工商行政管理局で企業情報を登録する際に

も当該電話番号で登録して公衆の情報検索に供しており、被告はビックデータを利用した対比技術により、原告の電話番号は、维特网络信息有限公司(合肥分公)の電話番号に誤りなく対応していることを確定してから、原告の携帯電話の電話番号を维特网络信息有限公司(合肥分公)の電話番号として表示させており、さらにアプリが表示しているのは企業情報であって個人の情報ではなく、審理の過程において原告の電話番号はもはや维特网络信息有限公司(合肥分公)と表示されないことから、被告の行為は原告のプライバシー権を侵害していないと判示した。

(2) 原告：朱焯 VS 被告：北京百度网讯科技有限公司 ((2014) 宁民终字第 5028 号)

本件において、原告は、被告がネットワーク技術を利用して、原告の許可を得ずに、原告の検索キーワードを記録・追跡して、原告の趣向、生活・学習・仕事の特徴などを関連するサイトに暴露し、さらに当該記録されたキーワードを利用して原告の閲覧するページに関連する広告を表示し、原告のプライバシー権を侵害していると主張した。

裁判所は、ユーザーが検索エンジンで検索するキーワードを記録することにより、ユーザーのサイト閲覧の履歴(インターネット上の活動の軌跡)・ユーザーの趣向を把握(反映)できるため、当該キーワード(情報)にはプライバシー性を有するが、しかしながら、サイト閲覧の履歴(インターネット上の活動の軌跡)・ユーザーの趣向は、ユーザーから一旦切り離され分離されると、当該キーワード(情報)の具体的な帰属主体を確定することはもはやできず、当該キーワード(情報)は個人情報の範囲に属しないというべきであり、被告がネットワーク技術を利用して百度のパートナーサイトを通じて、カスタマイズされたサービス(広告)を提供する行為において、記録された検索キーワードを保存する大規模なデータベース(ビックデータ)及びビックデータを利用した計算アルゴリズムは、コンピュータ内部で処理され、特定のユーザーへのカスタマイズされたサービス(広告)を提供するために利用された大量のデータ及び cookie 情報を公衆には直接的には表示しておらず、いかなる公開行為も実施していないため、被告の行為は原告のプライバシー権を侵害しないと判示した。

3. 5 名誉権に関する紛争に関する裁判例

(1) 原告：浙江携银在线网络科技有限公司 VS 被告：大公信用数据有限公司，大公国际资信评 估有限公司（(2015)杭西民初字第3178号）

本件において、原告は、被告が収集・整理したオンライン上のP2Pレンディング（ソーシャル金融）企業の信用データに基づき、「大公资信」サイトで原告に不利な情報を流布しており、被告の当該行為は原告の名誉権を侵害したと主張した。裁判所は、被告が原告のプラットフォームに対して継続的にモニタリングし、被告が公表した原告のプラットフォームに関するデータは真実（事実）のデータであり、被告の行為は原告の名誉権を侵害しないと判示した。

4. おわりに

2017年12月8日、中国の最高意思決定機関である中国共産党中央政治局の会議において、党中央はビッグデータはIT化発展の新段階であり、経済成長と社会統治、国家管理、人民生活に多大な影響を与えるとの見解を示し、ビッグデータ戦略の実施とデジタルインフラ施設の整備を早めるようとの指示を各地の地方政府に通達し、高速の移動通信に対応し、安全でどこでもつながる新世代のITインフラ設備の構築を加速し、政務データ資源と社会データ資源の全体的な計画を進め、全てのものが接続し、マンマシン・インターフェースを備えた「天地一体のネット空間」を形成する国家ビッグデータ戦略の実施を各地の地方政府に要請した。党中央の決定を受けて、14億人の人口を抱える中国において、今後ビッグデータ市場は飛躍的に拡大することが予測されている。IT技術がビジネス活動に浸透する中、近い将来には、企業の業種を問わず、中国で事業展開する企業は、ビッグデータを自社の事業に活用することが必須になっていくと考えられる。他社が自社の財産とも言うべきビッグデータを侵害した場合には、自社の財産・競争優位性を守るために、毅然とした態度で法的措置を取ることが望ましい。一方で自社が他社・他人のビッグデータを誤って使用して加害者になることがないよう留意することも必要である。

このためには、私見ではあるが、ユーザーのデータを「適度」に収集し、データを収集する主体と、データを使用する主体と、を分離する点に配慮すべきであると思われる。収集予定のデータに、ユーザーのID

やパスワード、電話番号、メールアドレス、住所などの情報を含む場合、（通常、様々な用途・場面でユーザーのデータを活用できるよう、できるだけ多くのデータを収集することが多いが）これらの情報を収集する必要性の有無を慎重に検討すべきである。万一、これらの情報を収集し、内部者によって外部者にこれらの情報が譲渡・販売された場合（中国ではこのリスクは、日本では考えられないほど高いが）、企業は重大な損害責任を負うことがあり、大規模な情報の取引が内部者によって実施された場合、企業は刑事責任を追究される可能性すら存在するからである。

また、企業内のビッグデータに関連する部署に関して、ユーザーのデータを収集する部門と、収集したユーザーのデータを使用する部門と、に分けることも有効であると考えられる。このような分離措置を採用することにより、部門間の責任を明確化することができ、収集したデータが外部者と取引されてしまうリスクの低減につながるからである。（万一、収集したデータが外部者と取引された場合、取引した内部者の特定が容易になるためである。）この結果、ユーザーのプライバシーの保護強化にも繋がる。

また、中国の現行法において、データベースに対して「独自の権利」（データベース権）を付与する法制度は存在しないが、今後ビッグデータの経済的価値が飛躍的に向上することが予見されるため、ビッグデータの代表的な形態であるデータベースの法的保護を強化すべく、1996年に欧州連合が発令した「EUデータベース指令」に倣い、特別立法すべきであるとの意見が中国司法界・ビジネス界で根強く、その動向に留意する必要がある。このようなデータベースの保護に関する特別立法がされれば、中国におけるビッグデータ（データベース）の保護がより一層強化されると考えられる。なお、欧州連合が発令した「EUデータベース指令」において、二種類の保護方式が定められている。第1の方式は、著作権法が定める条件（独創性など）を満たすデータベースは著作権法で保護するものであり、第2の方式は、コンテンツの獲得、検査、表示のいずれかについて質的及び／又は量的に大きな投資したにも関わらず、著作権法が定める条件を満たさないデータベースには「独自の権利」を付与して保護するものである。「独自の権利」は、当該データベースのコンテンツの全部あるいは量的及び／又は質的に重要と評価できる部分の抽出及び／又は再利用を排除す

る権利を指す。「独自の権利」の権利期間は15年である。

本稿で紹介した内容が、企業内弁理士にとっては、自社の中国事業におけるビッグデータの保護・活用を検討する際に参考になり、特許事務所などに在籍する弁理士にとっては、中国でビッグデータを活用して事業展開するクライアントに知財コンサルティングを提供する際にヒントになれば、望外の喜びである。

(参考文献)

(1) 中国政府网,
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-09/05/content_10137.htm, 参照日 2017/12/03
(2) 中华人民共和国工业和信息化部サイト,
<http://www.miit.gov.cn/n1146290/n4388791/c5465401/content.html>, 参照日 2017/12/03
(3) 新浪科技,
<http://tech.sina.com.cn/it/2013-09-02/11088699338.shtml>, 参

照日 2017/12/03

(4) 吳漢東, 宋晓明, 人民法院知识产权案例裁判要旨通纂, pp. 534 (2016) 北京大学出版社
(5) 吳漢東, 知识产权精要: 制度创新与知识创新, pp. 203 (2017) 法律出版社
(6) 吳漢東, 中国当代法学家文库·吳漢東法学研究系列: 知识产权多维度学理解读, pp. 168 (2015) 中国人民大学出版社
(7) 吳漢東, 知识产权基本问题研究 (总论) (第2版), pp. 437 (2009) 中国人民大学出版社
(8) 吳漢東, 知识产权基本问题研究 (分论) (第2版), pp. 362 (2009) 中国人民大学出版社
(9) 吳漢東, 著作权合理使用制度研究 (第3版), pp. 253 (2013) 中国人民大学出版社
(10) 吳漢東, 知识产权制度变革与发展研究, pp. 417 (2013) 经济科学出版社
(11) 吳漢東, 中国当代法学家文库·吳漢東法学研究系列: 无形财产权基本问题研究 (第3版), pp. 363 (2013) 中国人民大学出版社
(12) 吳漢東, 中国知识产权蓝皮书, pp. 129 (2017) 中国知识产权出版社

(原稿受領 2017. 12. 19)